地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称 交流安心満足南アルプスの村づくり計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称 長野県 長野県伊那市
- 3 地域再生計画の区域長野県伊那市の区域の一部(旧長谷村の全域)

4 地域再生計画の目標

伊那市長谷地区は長野県の南東部に位置し、南アルプス国立公園及び三峰川水系県立公園を有し、仙丈ケ岳(標高 3,033m)を中心とした南アルプス山岳観光の拠点として、登山者を中心に多くの観光客が訪れている。また、長谷地区の総面積の96%が森林であり、観光及び農林業が主な産業となっている。

長谷地区では「心の通った村づくり」「住みやすさを実感できる村づくり」「主体的な事業展開を目指した村づくり」の3つを目標に掲げ、農業生産基盤整備・下水処理施設整備などの大規模事業や、長谷地区の伝統文化である中尾歌舞伎を保存・伝習するための中尾座の整備、都市部から若者の受入を促進するための団地の整備等を展開し、積極的な地域づくりを行っている。

反面、近年の少子高齢化に伴う過疎化の進行や、農林業離れによる担い手不 足により、手入れの行き届かない森林の増加や、自然災害等への対応が地域の 課題となっている

このため、「南アルプスの村」として優れた自然のイメージを重視しながら、仙丈ケ岳にある山小屋の整備及び北沢峠(標高 2,032m)での「長衛祭」の開催や、「南アルプス体験ネットワーク事業(インタープリテーション事業)」の一環として、自然体験指導員の養成・「南アルプス林道ウォーキング」等のイベントを行い、山岳・湖・農林業等長谷地区の持つ財産を提供することにより、都市部住民との交流を深め、地域の活性化と共に機能的な観光の確立を目指している。

また、観光地への主要アクセス道路や幹線林道の効率的な整備により、林業を始めとする産業の振興や、自然災害に強い森林づくりを進めながら、災害時

の迂回路を確保し、住民が安心・満足して暮らせる地域づくりを行うこととする。

- (目標1)国道 152 号から南アルプス登山の起点である林道バス営業所までの高速バス等の時間短縮 (10min→3min)
- (目標2) 林道及び接続する市道の整備による間伐実施面積の増加

(150ha→180ha)

5 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

伊那市高遠町地区と伊那市長谷地区を結ぶ「林道長谷高遠線」、「市道女沢線」の開設・改良工事を行うことにより、林業の振興及び森林整備の推進を図る。 さらに、主要な幹線である国道 152 号の災害等緊急時の迂回路を確保する。

また、南アルプス林道を経由し山梨県南アルプス市と通ずる「市道黒河内線」の改良を行うことにより、「南アルプス林道ウォーキング」等の大自然を生かしたイベントの実施が促進されるなど、道路整備とイベント等のソフト事業を一体的に行うことにより地域づくりを進める。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

整備箇所等については別添の整備箇所を示した図面による。

[施設の種類(事業区域)、実施主体]

- · 市 道 (伊那市長谷地区) 長野県(認定済)
- · 市 道 (伊那市長谷地区) 伊那市(認定済)
- ・林 道 (伊那市長谷地区) 長野県(地域森林計画に登載済)
- ・林 道 (伊那市長谷地区) 伊那市(地域森林計画に登載済)

[事業期間]

- ・市 道(過疎代行) (平成17年度~平成21年度)
- ・林 道 (伊那市長谷地区) 長野県(地域森林計画に登載済)
- ・林 道 (伊那市長谷地区) 伊那市(地域森林計画に登載済)

[事業期間]

- ・市 道(過疎代行) (平成17年度~平成21年度)
- 市 道 (平成19年度~平成21年度)
- ・林 道(過疎代行) (平成 20 年度~平成 21 年度)
- ・林 道 (平成 17 年度~平成 21 年度)

[整備量及び事業費]

- ・市道(過疎代行) 2.2km、 市道 1.0km
- ・林道 (過疎代行) 0.5km、 林道 0.6km
- · 総事業費 692,000 千円

市 道(過疎代行) 300,000 千円 (内交付金 150,00 千円)

市 道 50,000 千円 (内交付金 25,000 千円)

林 道(過疎代行) 210,000 千円 (内交付金 105,000 千円)

林 道 132,000 千円 (内交付金 66,000 千円)

(5-3) その他の事業

南アルプス体験ネットワーク事業(インタープリテーション事業)

※伊那市長谷地区の持つ自然と人材を生かし、山岳・湖・農林業・歴史文化等において、インタープリター(自然体験指導員)の養成を行い、観光産業に寄与する。

6 計画期間

平成17年度~21年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握・公表するとともに、関係行政機関等からなる検討会を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 無し